

# 貸 借 対 照 表

平成28年 7月31日 現在

a l o k a h i ホールディングス株式会社

(単位： 円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	1,002,718	【流動負債】	44,700
現金及び預金	1,002,718	未払法人税等	44,700
【固定資産】	4,929,190	負債の部合計	44,700
【投資その他の資産】	4,929,190	純 資 産 の 部	
長期貸付金	4,929,190	【株主資本】	6,421,511
【繰延資産】	534,303	資本金	9,990,000
開業費	534,303	利益剰余金	-3,568,489
		その他利益剰余金	-3,568,489
		繰越利益剰余金	-3,568,489
		(うち当期純利益金額)	2,718
		純資産の部合計	6,421,511
資産の部合計	6,466,211	負債及び純資産合計	6,466,211

# 注 記 表

a l o k a h i ホールディングス株式会社

この計算書類は、中小企業の会計に関する指針によって作成しています。

## 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 資産の評価基準及び評価方法

#### 有価証券の評価基準及び評価方法

##### 取得原価

有価証券の取得時における付随費用（支払手数料等）は、取得した有価証券の取得価額に含める。なお、期末に保有している有価証券を時価評価する場合、その時価には取得又は売却に要する付随費用を含めない。

##### 有価証券の評価方法

取得原価の評価方法は、総平均法による。

##### 有価証券の減損

###### (1) 市場価格のある有価証券の減損処理

満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式並びにその他有価証券のうち市場価格のあるものについて、時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。

市場価格のある有価証券の時価が「著しく下落した」ときとは、少なくとも個々の銘柄の有価証券の時価が、取得原価に比べて50%程度以上下落した場合をいう。この場合には、合理的な反証がない限り、時価が取得原価まで回復する見込みがあるとは認められないため、減損処理を行わなければならない。

###### (2) 市場価格のない有価証券の減損処理

市場価格のない株式について、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額を行い、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。

市場価格のない株式の実質価額が「著しく低下したとき」とは、少なくとも株式の実質価額が取得原価に比べて50%程度以上低下した場合をいう。ただし、市場価格のない株式の実質価額について、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合には、期末において相当の減額をしないことも認められる。

なお、有価証券の減損処理を行った場合には、当該時価（(1)の場合）又は実質価額（(2)の場合）を翌期首の取得原価とする。

有価証券の減損処理について、法人税法に定める処理に拠った場合と比べて重要な差異がないと見込まれるときは、法人税法の取扱いに従う。

#### たな卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産は、取得原価を貸借対照表価額とすることを原則とする。なお、期末における時価が帳簿価額より下落し、かつ、金額的重要性がある場合には、時価をもって貸借対照表価額とする。次の事実が生じた場合には、その事実を反映させて帳簿価額を切り下げなければならないことに留意する必要がある。

- ①棚卸資産について、災害により著しく損傷したとき
- ②著しく陳腐化したとき
- ③上記に準ずる特別の事実が生じたとき

棚卸資産の切り下げについては、有価証券の評価方法とは異なり、棚卸資産の種類や市場の状況等の特性を勘案し、個別に判断する。

#### 棚卸資産の評価方法

棚卸資産の評価方法は、原則として、個別法または総平均法による。なお、期間損益の計算上著しい弊害がない場合には、一般に認められる方法を用いる。

#### 固定資産の減価償却の方法

原則として、固定資産の取得価額は、購入代価等に、買入手数料、運送費、引取運賃、据付費、試運転費等の付随費用を加えた金額とする。有形固定資産の減価償却の方法は、原則として法人税法上の耐用年数を用いて計算した定額法によって行う。なお、減価償却は、固定資産を事業の用に供したときから開始する。

なお、減価償却累計額は、有形固定資産の各項目から直接控除して注記する方法による。無形固定資産の減価償却累計額は、無形固定資産の各項目から直接控除した残高で表示する。無形固定資産の減価償却の方法は、税法に従い、定額法によって、有効期間にわたり毎期継続して適用する。

#### 引当金の計上基準

債権貸倒の損失に備えるため、一般債権について法人税法の規定による法定繰入率により計上するほか、個々の債権回収可能性を勘案して計上する。

#### 収益及び費用の計上基準

原則として、収益については実現主義により認識し、費用については発生主義により認識する。収益及び費用の計上について複数の会計処理の適用が考えられる場合、取引の実態を最も適切に表す方法を選択する。選択した方法は、毎期、継続して適用し、正当な理由がない限り、変更しない。

#### その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### 金利の取得原価算入

減価償却資産を取得するための借入金の利子で、そのうち使用を開始するまでの期間に係る部分は、取得原価に含める。

#### その他

有形固定資産の減価償却累計額は、0円です。開業費の減価償却累計額は、0円です。

消費税等の会計処理は税込方式によっています。

外貨建取引は、原則として、当該取引発生時の為替相場による円換算額をもって記録する。

#### 決算時の処理

外国通貨、外貨建金銭債権債務等の金融商品については、決算時において、原則として、次の処理を行う。

- (1)外国通貨については、決算時の為替相場による円換算額を付す。
- (2)外貨建金銭債権債務（外貨預金を含む。）については、決算時の為替相場による円換算額を付す。ただし、長期のもの（1年超のもの）については重要性がない場合には、取得時の為替相場による円換算額を付すことができる。
- (3)満期保有目的の外貨建債券については、外国通貨による取得原価又は償却原価法に基づく価格を決算時の為替相場により円換算した額を付す。

(4)外貨建売買目的有価証券及びその他有価証券については、外国通貨による時価（その他有価証券のうち時価のないものについては取得原価）を決算時の為替相場により円換算した額を付す。

(5)子会社株式及び関連会社株式については、取得時の為替相場による円換算額を付す。

(6)外貨建有価証券について時価の著しい下落又は実質価額の著しい低下により評価額の引下げが求められる場合には、当該外貨建有価証券の時価又は実質価額は、外国通貨による時価又は実質価額を決算時の為替相場により円換算した額による。

#### 換算差額の処理

換算差額及び決済差損益は、原則として、営業外損益の部において当期の為替差損益として処理する。ただし、有価証券を時価で計上した場合の評価差額に含まれる換算差額は、当該評価差額に関する処理方法に従う。